

食品安全委員会（第558回会合）議事概要

日 時：平成27年4月21日（火） 14：00～15：42

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：熊谷委員長ほか5名出席

傍聴者：報道3名、行政機関6名、一般1名

議事概要

（1）BSE対策に関する調査結果等について （厚生労働省及び農林水産省からの報告）

→厚生労働省及び農林水産省から報告。

本件について、今後も調査結果等が取りまとめ次第、委員会への報告を求めることとした。

（2）農薬専門調査会における審議結果について

- ・「エトフェンプロックス」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「クロフェンテジン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「クロルプロファム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ピコキシストロビン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ピロキロン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

（3）動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「メトクロプラミド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(対象外物質)「イタコン酸」に係る食品健康影響評価について
- ・ 食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(対象外物質)「ポリグリセリン脂肪酸エステル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「イタコン酸」、「ポリグリセリン脂肪酸エステル」については、農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

- ・ プリオン「スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「月齢制限とSRMの範囲について、リスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

また、本件については、現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提としていることから、リスク管理機関(厚生労働省)に対し、スウェーデンにおけるこれらの実施状況について、定期的に当委員会へ報告をお願いすることとした。

- ・ プリオン「ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「月齢制限とSRMの範囲について、リスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

また、本件については、現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提としていることから、リスク管理機関(厚生労働省)に対し、ノルウェーにおけるこれらの実施状況について、定期的に当委員会へ報告をお願いすることとした。

- ・ 遺伝子組換え食品等「DP-No. 1株及びGG-No. 1株を利用して生産されたグルタミンバリングリシン」に係る食品健康影響評価について
- ・ 遺伝子組換え食品等「GLU-No. 7株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に基づき、安全性が確認されたと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(5) 食品安全モニターからの随時報告（平成26年4月～9月分）について

→事務局から報告。